

利用までの流れ

見学

- ・ 活動内容や料金の説明を受けます

利用申請

- ・ 申請書を記入します
- ・ (申請書は事業所を経由して市に提出)

審査

- ・ 申請書の記載内容の確認
- ・ 介護認定状況の確認
- ・ 利用中の介護予防サービスの確認

利用申請後、市の審査があります

利用決定

- ・ 決定通知書の交付 (市→事業所→利用者)

利用開始

申請できる方（65歳以上）

申請できます

- ・ 介護認定のない方
- ・ 総合事業対象者※
- ・ 要支援1、要支援2※
（※条件あり）

申請できません

- ・ 要介護1～5
- ・ 坂井市民ではない

※デイサービスを利用している方は利用できません。

他事業の利用

利用を開始すると、一部 使えなくなるサービスがあります。

利用できます

- ・ 音楽・体操いきいき教室
- ・ フレイル予防教室
- ・ 地域のサロン
- ・ 地域の通いの場
- ・ シニアクラブ
- ・ 軽度認知症予防教室
- ・ 短期集中通所型サービスC※

利用できません

- ・ デイサービスとの併用
- ・ 地域介護予防事業所の2か所利用
- ・ 利用開始後に介護保険申請の手続きをし、新しく届いた介護保険証が要介護1～5だったとき

※短期集中通所型サービス利用の間（3か月）は利用できません。